

平成24年12月定例会

河合町議会会議録

平成24年12月6日 開会

河合町議会

平成24年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（12月6日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	7
○議案第46号の質疑、討論、採決.....	12
○議案第47号の質疑、討論、採決.....	12
○議案第49号の質疑、討論、採決.....	14
○議案第50号の質疑、討論、採決.....	14
○承認第8号の質疑、討論、採決.....	15
○議案第40号から案第45号までと議案第48号の委員会付託.....	15
○散会の宣告.....	16
○署名議員.....	17

河合町告示第14号

平成24年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年11月30日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成24年12月6日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 4 年 1 2 月 6 日（木曜日）

（ 第 1 号 ）

平成24年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年12月6日(木)午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第46号 河合町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第4 議案第47号 河合町実費弁償条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合理約の変更について
- 日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第8 議案第40号 平成24年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第41号 平成24年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第42号 平成24年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第43号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第44号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第45号 河合町表彰条例の一部改正について
- 日程第14 議案第48号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子

7番 西村 潔
9番 谷本 昌弘
12番 辻井 賢治

8番 疋田 俊文
11番 岡井 誠也
13番 弓戸 猛

欠席議員（1名）

10番 中尾 伊佐男

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井 康徳	副 町 長	荒木 光義
教 育 長	藤岡 和成	総 務 部 長	迎田 臨成
福 祉 部 長	中尾 博幸	住 民 生 活 部 長	竹林 信也
まちづくり 推 進 部 長	東 正次	総 務 部 次 長	竹田 裕昭
まちづくり 推 進 部 次 長	梅本 英則	教 育 部 次 長	井筒 匠
政策調整課長	澤井 昭仁	財 政 課 長	福井 敏夫
税 務 課 長	岡田 昌浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森嶋 雅也
住民福祉課長	大西 孝幸	福 祉 政 策 課 長	杉本 正範
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	門口 光男	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	大平 謙治
住民生活課長	津田 浩二	環 境 衛 生 課 長	木村 光弘
まちづくり 推 進 課 長	堀内 伸浩	地 域 活 性 化 課 長	山本 孝典
上水道課長	石田 英毅	教 育 総 務 課 長	御興 善弘
生涯学習課長	上村 欣也		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 増田 善紀 主 事 堀内 一憲

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（池原真智子） 本日、告示第14号をもって平成24年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成24年第4回定例会は成立しましたので開会します。

なお、10番、中尾伊佐男議員より欠席の届け出を受けております。

◎開議の宣告

○議長（池原真智子） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（池原真智子） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（池原真智子） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

12月の大変お忙しい中、元気でお集まりをいただきまして大変ご苦労様でございます。

本日、第4回の定例会を招集いたしましたところ、本当に皆様には風邪もひかずに参加していただきますことに、厚くお礼申し上げたいと思います。

なお本日は、議案第40号から議案第50号の11議案と承認8号の1承認、合計12案件を提案させていただきます。

後ほど、副町長の方から説明を申し上げますが、しっかりと議論いただき、ご決定を賜りますことをお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池原真智子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、8番、疋田俊文議員、9番、谷本昌弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（池原真智子） 日程第2 会期の決定を議題とします。

11月30日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○9番（谷本昌弘） 議長。

○議長（池原真智子） 谷本委員長。

○9番（谷本昌弘） さる11月30日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日12月6日より12月13日までの8日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案40号から第50号までの11議案、承認第8号の1承認の合計12案件を本日一括上程し、逐条審議いたします。

議員発議1件については、最終日に上程し審議いたします。

なお、一般質問4名につきましては、12月12日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（池原真智子） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日6日より13日までの8日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（池原真智子） それでは、理事者の方より議案第40号から第50号までの11議案、承認第8号の1承認について、提案理説明を登壇の上願います。

○副町長（荒木光義） 議長。

○議長（池原真智子） はい、副町長。

（副町長 荒木光義 登壇）

○副町長（荒木光義） それでは、平成24年12月定例議会に上程いたされました、議案第40号から議案第50号までの11議案、承認第8号の1承認、合計12案件につきまして、順次ご説明をいたします。

議案第40号 平成24年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,322万5,000円を追加し、予算総額を62億2,518万4,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き願います。

このことにつきましては、下水道事業繰出債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を4億4,910万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明をいたします。12ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では2,772万4,000円の減額で、内容につきましては、財政調整基金費で財源調整による減額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では3,627万円の増額で、内容につきましては、障害福祉費で心障医療給付費として229万4,000円の増額、地域生活支援事業費として313万8,000円の増額、介護給付費として2,094万9,000円の増額、後期高齢者医療費では988万9,000円の増額となっております。

同じく2項児童福祉費では239万1,000円の増額で、内容につきましては、児童福祉総務費でひとり親家庭等医療給付費の増額となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費では420万7,000円の増額で、内容につきましては、予防諸経費で各種予防接種に係る接種者数の増・減により192万9,000円の増額、後期高齢者健康診査費では受診者数の増により122万8,000円の増額、母子衛生費では母子保健衛生費で妊婦健康

診査に係る受診者数の増により105万円の増額となっております。

同じく2項清掃費では600万円の増額で、内容につきましては、塵芥処理費でごみ処分費の増額となっております。

7款土木費、4項都市計画費では3,090万円の増額では、内容につきましては、公共下水道費で東日本大震災を教訓とした防災、減災の観点から、下水道の耐震化事業について、事業費の一部を一般会計から繰り出すことで、早急な整備を図るよう制度が改正されたことから、下水道事業特別会計に対し繰り出しを行うものでございます。

9款教育費、1項教育総務費では41万9,000円の減額で、内容につきましては、高等学校等進学支度金不用額の減額となっております。

同じく2項小学校費では118万9,000円の増額で、内容につきましては、小学校管理費で臨時講師賃金として164万9,000円の増額、小学校教育振興費では準要保護申請者数減により46万円の減額となっております。

同じく3項中学校費では61万円の増額で、内容につきましては、中学校管理費で臨時講師賃金として10万1,000円の増額、中学校教育振興費では準要保護申請者数増により9万2,000円の増額、スクールカウンセラー事業費では生徒が悩みを相談できる体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置時間を増加させたことにより41万8,000円の増額となっております。

同じく4項幼稚園費では20万円の減額で臨時講師賃金の不用額の減額となっております。

次に歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で1,047万4,000円の増額。

同じく2項国庫補助金で199万8,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で523万7,000円の増額。

同じく2項県補助金で338万8,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で122万8,000円の増額。

20款町債、1項町債で3,090万円の増額となっております。

以上、歳入歳出5,322万5,000円の増額補正となっております。

議案第41号 平成24年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算総額を7億4,950万円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き願います。

このことにつきましては、公共下水道建設事業債及び、特定環境保全公共下水道建設事業債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億9,330万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費では150万円の増額で、内容につきましては、特定環境保全公共下水道建設費で大輪田地区築造工事費の増額、下水道地震対策緊急整備事業費では財源の振替となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

5款繰入金、1項繰入金で3,090万円の増額。

7款町債、1項町債で2,940万円の減額となっております。

以上、歳入歳出150万円の増額補正となっております。

議案第42号 平成24年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算に増減はなく、歳出予算の振替となっております。

それでは、歳出につきましてご説明いたします。4ページをお開き願います。

5款積立金、1項基金積立金では172万5,000円の減額で、財源調整による介護給付費準備基金積立金の減額となっております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では172万5,000円の増額で、平成23年度地域支援事業交付金の精算に伴う償還金の増額となっております。

議案第43号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、並びに議案第44号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「介護保険法」においては、介護保険の給付対象となるサービスを提供する事業所や施設について、その従業者、設備、運営等に関する基準を設けることとし、当該基準の遵守を介護サービス事業者に対して義務付けており、この基準については、厚生労働省令により全国一律のものとして定められておりました。

しかし、平成23年5月2日に法律第37号として公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により「介護保険法」の一部が改正され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」や「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、市町村が条例で基準を定めることになったため制定するものでございます。端的に申しますと、従来は「厚生労働省令」で定められていたものを、今回、市町村の条例に移行するというところでございますので、事業実施にあたりましては、何ら変更等はございません。

ただ、関係書類の保存期限につきましては、地方自治法により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の消滅時効が、他の法律に定めがあるものを除くほか5年とされていることから、2年から5年に延長させていただきました。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料をお手元に配布いたしておりますので、ご参照願いたいと思います。

議案第45号 河合町表彰条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、有功者表彰制度の廃止並びに選考方法の変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成25年1月1日から施行するものでございます。

議案第46号 河合町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第53号）の施行により、本条例が引用している箇所の整備が必要となりましたので、当該箇所の改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第47号 河合町実費弁償条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成24年法律第72号）の施行に伴い、引用条項のずれや削除等に伴う影響部分の改正及び議会の本会議における公聴会の開催、参考人招致等の規定の追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

この条例は、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する、規定の施行の日または公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

議案第48号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、第8条、第9条で一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可期限の追加、許可等の手数料の新規追加、第12条では手数料の改正等が主な内容となっております。

詳細につきましては、お手元に配布しております資料をご覧くださいと思います。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第49号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、並びに
議案第50号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）の施行により、「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の法律の名称が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められるため、所要の改正を行うものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成24年度河合町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ850万円を追加し、予算総額を61億7,195万9,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明をいたします。8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では、21万円の減額で、内容につきましては、財源調整による財政調整基金費の減額となっております。

2款総務費、4項選挙費では、871万円の増額で内容につきましては、衆議院議員選挙費の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

14款県支出金、3項県委託金で850万円の増額となっております。

以上、歳入歳出850万円の増額補正となっております。

以上、上程いたされました12案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご決定賜われますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第3 議案第46号 河合町暴力団排除条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、議案第46号 河合町暴力団排除条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第4 議案第47号 河合町実費弁償条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（池原真智子） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 質疑というよりもちょっと教えてもらいたいですけれども、この条例の中の109条、110条、115条っていうのはどういった条例になっているんですか。

○議長（池原真智子） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時27分

○議長（池原真智子） 再開いたします。

○総務部課（迎田臨成） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部長。

○総務部長（迎田臨成） ただいまのご質問でございますけれども、これに関しましてはもともと地方自治法の条文を引用しております。

例えば、この第2条で申し上げますと、それぞれの条文に応じて選挙管理委員会から出頭を求められた場合とか、議会から出頭を求められた場合、監査委員から出頭を求められた場合というふうなことを、それぞれ規定しております。そこに今回、ここに書かれてます議会の公聴会に参加した者、あるいは議会の要求に応じて出頭した参考人ということが、今回自治法の改正に伴って、市町村の条例も改正することになりましたので、追加させていただいたところでございます。以上です。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、議案第47号 河合町実費弁償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第5 議案第49号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、議案第49号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第6 議案第50号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(池原真智子) 全員であります。

よって、議案第50号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長(池原真智子) 日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度河合町一般会計補正予算)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしと認めます。

これより承認第8号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、举手願います。

(賛成者举手)

○議長(池原真智子) 全員であります。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度河合町一般会計補正予算)は、承認することに決定しました。

◎議案第40号から議案第45号までと議第48号の委員会付託

○議長(池原真智子) 日程第8 議案第40号、日程第9 議案第41号、日程第10 議案第42号、日程第11 議案第43号、日程第12 議案第44号、日程第13 議案第45号、日程第14 議

案第48号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第40号、議案第45号を総務常任委員会に付託します。

議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第48号を厚生常任委員会に付託します。

議案第41号を経済建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長(池原真智子) 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時34分

きます。

す。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

池原真智子

署 名 議 員

尾田俊文

署 名 議 員

谷本昌弘